

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 ☐ 令和
物件番号	
私は、暴力団員等ではありません。	
私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 ☐ 令和
物件番号	
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
	☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役 員

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 代表者	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦
2	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦
3	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦
4	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 西暦

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 2 8 日

大阪地方裁判所第 1 4 民事部

裁判所書記官 山 田 真 寛

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 1 2 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 8 年 8 月 1 9 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 8 月 2 5 日 午前 9 時 3 0 分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 7 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 大阪地方裁判所第 1 4 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫 の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8 年 7 月 2 8 日午前 9 時から入札期間最終日午後 4 時 3 0 分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎 3 階物件明細閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	10,050,000 8,040,000		2,010,000	50,726	11,422



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市東成区深江北三丁目 7 番地 3

建物の名称 サムティ大阪 GRAND EAST

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 深江北三丁目 7 番 3 の 1 0 1 5

建物の名称 1 0 1 5

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 1 0 階部分 2 0 . 8 1 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市東成区深江北三丁目 7 番 3

地 目 宅地

地 積 9 8 0 . 2 9 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3 4 1 0 4 6 分の 2 3 0 8



物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 23 日

大阪地方裁判所第 14 民事部

裁判所書記官 山 田 真 寛

1 不動産の表示

【物件番号 1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

株式会社赤ちゃん本舗が占有している。同人の賃借権は抵当権に後れる。ただし、代金納付日から 6 か月間明渡しが猶予される。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市東成区深江北三丁目 7 番地 3

建物の名称 サムティ大阪 GRAND EAST

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 深江北三丁目 7 番 3 の 1 0 1 5

建物の名称 1 0 1 5

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 1 0 階部分 2 0 . 8 1 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市東成区深江北三丁目 7 番 3

地 目 宅地

地 積 9 8 0 . 2 9 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3 4 1 0 4 6 分の 2 3 0 8



令和 8年(ケ)第 8号
令和 8年 3月 4日受理
令和 年 月 日提出
【 8.4.30

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 ト 藏 伸 之

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市東成区深江北三丁目 7 番地 3

建物の名称 サムティ大阪 GRAND EAST

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 深江北三丁目 7 番 3 の 1 0 1 5

建物の名称 1 0 1 5

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 1 0 階部分 2 0 . 8 1 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市東成区深江北三丁目 7 番 3

地 目 宅地

地 積 9 8 0 . 2 9 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3 4 1 0 4 6 分の 2 3 0 8



不動産の表示	物件目録のとおり	
住居表示	大阪市東成区深江北三丁目2番11号 サムティ大阪GRAND EAST1015号室	
建物	物件1	
種類、構造および床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者および占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☒ 占有者および占有権原のとおり	
管理費等の状況	☒ 下記のとおり 管理費 月額 7,950円 修繕積立金 月額 3,000円	令和8年3月17日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 令和5年2月分～令和8年3月分 計 266,700円 ☐ 不明
管理費等照会先	サムティプロパティマネジメント株式会社	
その他の事項	その他の事項のとおり	
敷地権	符号1	
現況地目	☒ 宅地 (符号1) ☐ 公衆用道路 (符号) ☐ (符号)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権 (符号1) ☐ 地上権 (符号) ☐ 賃借権 (符号) ☐ (符号)	
その他の事項	その他の事項のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は目的外土地の概況のとおり)	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

占有者および占有権原 (物件1 関係)

占有範囲	■全部 □		
占有者	□債務者 ■株式会社赤ちゃん本舗 (以下「赤ちゃん本舗」という)		
占有状況	□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □		
■関係人(■A (占有者) □ ())の陳述/ ■提示文書(賃貸借媒介・管理委託契約書、不動産賃貸借契約書、委任状)の要旨			
占有権原	■賃借権 □使用借権 □		
占有開始時期	令和5年2月26日		
最初の契約日	令和5年2月26日頃		
契約等期間	令和5年2月26日から ■令和7年2月25日まで □期間の定めなし		
更新の種別	□合意更新 ■自動更新 □法定更新		
現在の契約等期間	令和7年2月26日から ■令和9年2月25日まで □期間の定めなし		
契約等貸主	■所有者 □その他の者 ()		
当事者借主	■占有者 □その他の者 ()		
賃料・支払時期等	毎月55,000円 (毎月末日限り翌月分支払い) □前払 () 分 (円) □相殺 () 分 (円)		
敷金・保証金	■ない □ある (□敷金 () 円 □保証金 () 円)		
特約等	□譲渡・転貸を認める □		
その他	・その他の事項のとおり ・入居者：A ・共益費：10,000円/月		
執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり □執行官の意見のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

そ の 他 の 事 項

- 1 表札等の表示
 - (1) 表札表示 なし
 - (2) 郵便受け表示 なし
- 2 敷地権の目的たる土地（符号1）の現況について
 - (1) 目的建物が所在するマンション「サムティ大阪GRAND EAST」の敷地となっている。
 - (2) 接面道路は、建築基準法上の道路である。
 - (3) 南西側に電柱が2本設けられていた。
- 3 目的建物の現況について
 - (1) 形状は、建物図面とほぼ一致した。
 - (2) 内部の状況は、別紙添付写真のとおりである。
 - (3) 建物内には、家財道具や日常生活用品等の動産類が存在し、現に住居として使用されていた。
 - (4) 経年相当の劣化および損耗が認められた。
- 4 その他の状況について
 - (1) 目的建物以外に、敷地権の目的たる土地（符号1）内に存在する集塵庫が所有者の課税対象家屋となっている。

以 上

関係人の陳述等

陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■マンション管理会社	1 管理費等の滞納状況は、2枚目記載のとおりです。なお、これらについては令和8年3月17日現在のものになります。 2 目的建物が所在するマンションの令和8年3月17日時点における修繕積立金総額（累計）は、450,000円で間違いありません。 【提示文書】管理規約
■市税事務所担当者	1 目的建物の課税対象床面積と登記上面積が異なっているのは、共用部分を含んで課税しているためです。 2 評価証明書の構造欄に「外1棟」とあるのは、集塵庫のことです。
■A（入居者）	1 私は、目的建物の賃借人である赤ちゃん本舗の従業員で、借上げ社宅として目的建物で暮らしています。 2 特に不具合はありません。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

関係人の陳述、提示文書、ライフライン調査および立入調査の結果から、目的建物は占有者が住居として使用・占有しているものと認めた。

以 上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年3月6日	執行官室	ライフライン調査、照会書送付（所有者、マンション管理会社、賃貸代理会社）
令和8年3月9日 9:00 — 9:10	なんば市税事務所	家屋等調査
令和8年3月9日 9:30 — 9:40	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和8年3月9日 9:50 — 9:55	中之島図書館	物件確認
令和8年3月9日 10:00 — 10:05	大阪市役所	道路等調査
令和8年3月11日 12:10 — 12:20	物件所在地	物件調査、占有確認
令和8年3月13日 12:20 — 12:30	物件所在地	占有関係調査、在宅要請書投函
令和8年3月18日 10:25 — 10:35	物件所在地	占有関係調査、在宅要請書投函
令和8年4月3日 9:20 — 9:30	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、Aと面談

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人および解錠技術者を同行して臨場した。

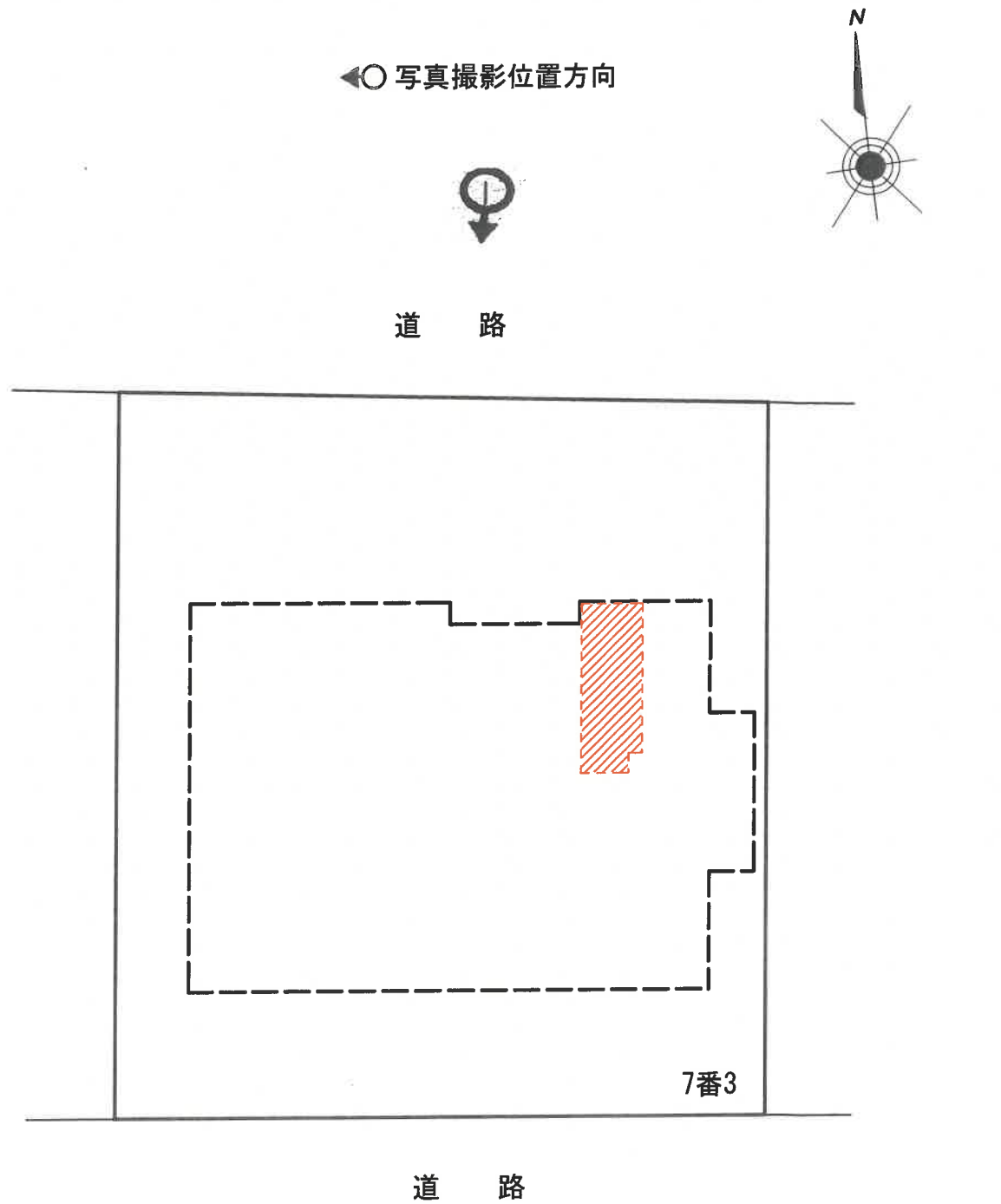
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(7枚目)

土地建物位置関係図

令和8年（ケ）第8号



目的専有部分 家屋 番号 深江北三丁目7番3の1015
建物の名称 1015（建物の存する部分 10階）
一棟の建物（1階部分）

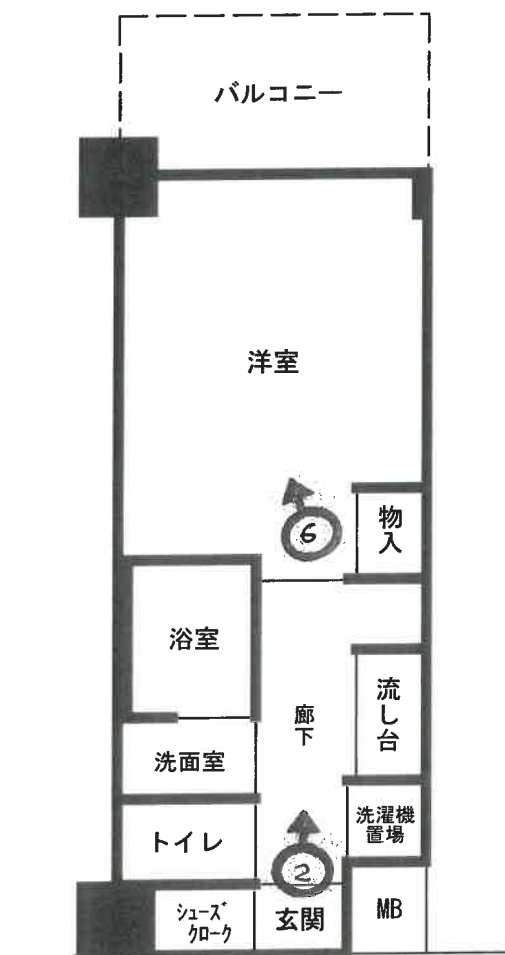
間取略図

令和8年（ケ）第8号

◀○ 写真撮影位置方向



建物平面図



共用廊下

目的建物が所在するマンション



①



②



③

流し台の状況



④

洗面室の状況



⑤

浴室の状況



⑥

令和8年（ケ）第8号

令和 8年 4月 3日

現地調査

令和 8年 4月 6日

評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

〔 敷地権（所有権）付マンション 〕

評価人 不動産鑑定士

小 笠 裕 也

第1 評価額

物 件 番 号	評 価 額
物件1	金 10,050,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	内 容	現 況
1	(一棟の建物の表示) 所 在 建 物 の 名 称 (専有部分の建物の表示) 家 屋 番 号 建 物 の 名 称 種 類 構 造 床 面 積 (敷地権の目的である土地の表示) 土 地 の 符 号 所 在 及 び 地 番 地 目 地 積 (敷地権の表示) 土 地 の 符 号 敷 地 権 の 種 類 敷 地 権 の 割 合	物件目録記載のとおり	同左
番号	特 記 事 項		
1	固定資産公課証明書（家屋）記載の課税床面積（29.68㎡）は、共用部分の共有持分を含めた面積であり、登記面積（20.81㎡）と異なる。 また、市税事務所への聴取によると、上記証明書「構造」欄記載の「外1棟」は、「集塵庫」とのことである。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（符号1）

位置・交通	大阪メトロ中央線「深江橋」駅 東方 約400m（道路距離） （別添位置図参照）		
付近の状況	共同住宅が多く存する地域。今後、地域に特段の変動要因は無く、当面は概ね現状維持にて推移していくものと予測される。		
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	商業地域	工業地域
	建ぺい率	80%	60%
	容積率	400%	200%
	防火規制	防火地域	
	その他の規制	屋外広告物規制地域「阪神高速道路禁止地域」、宅地造成等工事規制区域	
画地条件	規模	980.29㎡	
	形状	ほぼ長方形	
	間口・奥行	間口約29.9m，奥行約33.2m	
	高低差等	各道路に対し概ね等高に接面している。	
接面道路	北側	幅員約40.0mの舗装国道（建築基準法第42条1項1号）	
	南側	幅員約8.0mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号）	
	接道状況	等高接面・二方路	
土地の利用状況等	現況	10階建共同住宅	
	東側	共同住宅	
	西側	店舗付共同住宅 等	
	南側	道路	
	北側	道路	
供給処理施設	上水道	あり	
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	（注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、「施設管」という。）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	対象土地は形質変更時要届出区域等には該当せず、対象建物も法令上の有害物質使用特定施設の届出はない。閉鎖登記簿等による確認では、大正時代より複数の個人及び法人の間で所有権移転された後、不動産業者の所有を経て、平成29年に現建物の敷地となっている。また、昭和34年以降の過去の住宅地図による確認では、現在の建物が建築される以前は、主として住宅、駐車場等として利用されていたものと推認される。過去及び現在の利用状況等からは土壌汚染の可能性は低いと判断されるが、土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。		
特記事項	(1) 上記間口・奥行は、地積測量図並びに現地概測に基づく。 (2) 敷地権の目的である土地の南西部に、電柱が2本存する。 (3) 上記のとおり、2つの異なる用途地域内に跨る。なお、敷地権の目的である土地において許容される按分計算による基準容積率は、約352%（建築計画概要書記載）である。		

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	サムティ大阪GRAND EAST	
建物の用途	共同住宅 (総戸数：144戸)	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 (登記記載)	平成29年1月5日 新築
	経過年数	約9年
	経済的残存耐用年数	約41年
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根10階建	
仕 様	屋 根	陸屋根
	外 壁	タイル貼, 吹付タイル 等
	そ の 他	特になし
設 備 等	エレベーター	有
	駐 車 場	7台 15,000円/月 現在, 空きあり。
	そ の 他	ゴミ置場, 駐輪場, 宅配ボックス, オートロック ほか
建物の品等	普通	
管理の形態等	管理組合	有, 名称：サムティ大阪GRAND EAST管理組合
	管理方式	委託管理
	管理会社	サムティプロパティマネジメント株式会社
	管理形態	日勤
管理の状況	普通	
修繕積立金	令和8年3月17日 現在 450,000円	
特 記 事 項	(1) 管理会社の回答によれば, 直近における修繕計画はないとのことである。 (2) 対象建物について, 建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果, アスベスト等を含有する吹付け材, 耐火被覆材, 保温材等が使用されている可能性は低い, 成形板等にアスベスト等が使用されている可能性は否定できない。なお, アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 (3) 建築確認 (有り), 検査済証 (有り)	

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄筋コンクリート造1階建		
位 置	10階部分 (1015号室) 開口部の方位： 北向き (中間住戸)		
床 面 積	20.81㎡ (登記面積)		
間 取 り	1 K (バルコニー有)		
仕 様	天 井	ビニールクロス 等	
	床	フローリング 等	
	内 壁	ビニールクロス 等	
	設 備	浴室, キッチン 等	
	そ の 他	特にない	
保守管理の状態	普通		
管理費等	令和8年3月17日 現在		
		月額	滞納額
	管 理 費	7,950円	206,700円 (令和5年2月分 ～ 令和8年3月分)
	修繕積立金	3,000円	60,000円 (令和5年2月分 ～ 令和8年3月分)
	合 計	10,950円	266,700円
専有部分の 利用状況等	現況調査報告書記載のとおり		
特 記 事 項	(1) 室内は概ね経年相応の老朽化と判断した。		
	(2) 設備等の動作確認は行っていない。		

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格、比準価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

I. 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	専有面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
350,000	20.81	0.75	5,463,000

イ 専有面積 登記面積による。

ウ 現価率

経過年数 約9年

経済的残存耐用年数 約41年

観察減価率 10% ※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

残価率 5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = { 残価率5% + (1 - 5%) × 経済的残存耐用年数約41年 / (経過年数9年 + 経済的残存耐用年数約41年) }
× (1 - 10%) = 0.75

2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格 (円) (千円未満四捨五入) カ=(ア×イ×ウ×エ×オ)
376,000	1.05	980.29	0.95	2,308/341,046	2,488,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示：大阪東成5-3

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $471,000\text{円}/\text{㎡} \times 103.0/100 \times 100/100 \times 100/129 \approx 376,000\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

◇地域格差：	街路	接近 ※1	環境 ※2	行政 ※3	総合 (相乗積)
	1.00	1.04	1.20	1.03	1.29

※1 最寄駅接近性を考慮

※2 周辺利用状況を考慮

※3 基準容積率 (公示地：400%・対象地：約352%) を考慮

イ 個別格差：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.05	1.00	1.00	1.00	1.05
	(二方路)				

ウ 地 積：登記数量を採用した。

エ 建付減価：本件の場合、△5%が相当と判断した。

オ 敷地権割合：(登記記載の通り) 2,308 / 341,046

3 積算価格 (敷地権付建物の積算価格)

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	個別格差 (階層・位置・品等) ウ	積算価格 (円) (千円未満四捨五入) エ=((ア+イ)×ウ)
5,463,000	2,488,000	1.06	8,428,000

ウ 個別格差：	階層	位置	品等程度	その他	総合 (相乗積)
	1.06	1.00	1.00	1.00	1.06

・ 10F/10F

・ 中間住戸

・ 北向き

(基準戸：3F北向き中間住戸)

Ⅱ．比準価格の試算

基準階の比準価格 (円/㎡) ア	個別格差 (階層・位置・品等程度) イ	専有面積 (㎡) ウ	比準価格 (円) (千円未満四捨五入) エ=(ア×イ×ウ)
646, 000	1. 06	20. 81	14, 250, 000

ア 基準階の比準価格

近隣地域・同一需給圏内の類似地域にある同類型の区分所有建物の取引事例等を収集分析し、各種補正及び価格形成要因の比較を行って、基準階の専有部分の1㎡あたりの比準価格を下記のとおり査定した。

(取引事例)

番 号	①	②
所 在	大阪市東成区深江北3丁目	大阪市東成区中道3丁目
構 造	RC造	RC造
階	3F/10F	5F/9F
面 積	約22㎡	約21㎡
建築時期	平成29年1月	平成29年1月
取引時点	令和8年3月	令和7年6月
取引形態	一般売買	競売
事例価格	662, 700円/㎡	734, 400円/㎡
その他	1K	1K

(比準表)

番号	事例価格 (円/㎡) ア	事情 補正 イ	時点 修正 ウ	標準化 補正 エ	地域品 等比較 オ	建物品 等比較 カ	試算価格 (円/㎡) (千円未満四捨五入)
①	662, 700	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{104}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	637, 000
②	734, 400	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{105}$	$\frac{100}{107}$	$\frac{100}{100}$	654, 000
事情補正：取引形態の種別，取引に介在する特殊事情等を考慮 時点修正：近隣地域の区分所有建物の価格推移の傾向を考慮 標準化補正：取引事例の階層，位置，形状等を考慮 地域品等比較：利便性や周辺利用の状況等を考慮 建物品等比較：建物グレード，築年数，保守管理状況等を考慮						基準階の比準価格 (円/㎡)	646, 000

イ 個別格差

前ページの敷地権付建物の個別格差（I 3ウ）と同じ。

Ⅲ. DCF法による収益価格の試算

目的物件は賃貸借に供されている建物であり、その賃貸状況は標準的で妥当なものであるの
で、現行の賃貸条件を参考として収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価
の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)
による収益価格を以下のとおり査定した。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸
借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるもので、必ずしも現行の賃貸条件に符合する内
容が実現するものではない。

《 DCF法による価格査定表 》

5年間の 有効純収益 現価の合計	復帰価値現価							収益価格
	6年目期末 有効純収益	最終 還元利回り	5年目期末 売却価格	売却費用 売却価格×5%	復帰価格	複利現価率 割引率 5.0%	正味復帰 価値現価	
ア	イ	ウ	エ(イ÷ウ)	オ	カ(エーオ)	キ	ク(カ×キ)	ケ(ア+ク)
1,844 千円 (25.9%)	426 千円	6.0%	7,100 千円	355 千円	6,745 千円	0.78353	5,285 千円 (74.1%)	7,129 千円 (100.0%)

ア・イ：分析期間中のキャッシュフロー表参照。

ウ 最終還元利回り： 後述の割引率を参考として対象物件の存する地域の特性及び社会・経済情勢等を考慮
の上、上記のとおり査定した。

キ 複利現価率： 複利現価率に用いた割引率は、一般市場における収益物件の標準的な還元利回りを基
準として査定した。

《 分析期間中のキャッシュフロー表 》

[単位：千円]

項目		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
ア 収入	支払賃料	660	660	660	660	660	660
	共益費収入	0	0	0	0	0	0
	駐車場収入	0	0	0	0	0	0
	その他収入	0	0	0	0	0	0
	可能総収益	660	660	660	660	660	660
	空室損失	△ 33	△ 33	△ 33	△ 33	△ 33	△ 33
	貸倒損失	0	0	0	0	0	0
	有効総収益	627	627	627	627	627	627
イ 支出	維持管理費	95	95	95	95	95	95
	修繕費	36	36	36	36	36	36
	公租公課	62	62	62	62	62	62
	損害保険料	8	8	8	8	8	8
	その他	0	0	0	0	0	0
	運営支出合計	201	201	201	201	201	201
	資本的支出	0	0	0	0	0	0
	総費用合計	201	201	201	201	201	201
ウ 経費率 (運営支出/可能総収益)		30%	30%	30%	30%	30%	30%
エ 有効純収益		426	426	426	426	426	426
オ 複利現価率 割引率 5.0%		0.95238	0.90703	0.86384	0.82270	0.78353	
カ 有効純収益の現価		406	386	368	350	334	

IV 評価額の決定

1 試算価格の調整

積算価格・比準価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、市場の取引動向・実態等を考慮して、積算価格に10%、比準価格に80%、収益価格に10%のウェイト付けを施して、端数を整理の上、下記のとおり調整した。

	占有減価前 の試算価格（円） ア	占有減価 イ	試算価格（円） （千円未満四捨五入） ウ＝ア×イ
① 積 算 価 格	8,428,000	1.00	8,428,000
② 比 準 価 格	14,250,000	1.00	14,250,000
③ 収 益 価 格	7,129,000	—	7,129,000
調整後の価格 （千円未満四捨五入）	12,956,000		

イ 占有減価：

本件の場合は不要であり、1.00とした。

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

調整後の 価格（円） ア	市場性 修正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	その他の控除 減価（敷金等） オ	評価額（円） （万円未満四捨五入） ア×イ×ウ×エ×オ
12,956,000	1.00	0.80	0.97	0	10,050,000

イ 市場性修正率

本件の場合は不要と判断した。

ウ 競売市場修正

「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価

代金納付に至るまでの管理費等の滞納相当額を割合的に控除した。

オ その他の控除減価（敷金等）

本物件においては特に控除すべきものはない。

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地 [大阪東成5-3]

所 在	大阪府大阪市東成区深江北1丁目7番4（深江北1-3-7）
価 格	471,000円／㎡
位 置	大阪メトロ中央線「深江橋」駅の南方 道路距離約90mに位置する。
価 格 時 点	令和8年1月1日
地 積	357㎡
供給処理施設	ガス，水道，下水
接 面 街 路	北側40.0m 舗装市道に接面，中間画地
用 途 指 定 等	商業地域（建蔽率80％・容積率400％），防火
地 域 の 概 要	事務所，店舗兼共同住宅等が混在する商業地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 : 163,393,000円（土地符号1：2,308/341,046）
 : 3,439,000円（建物：専有部分）

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図（写）
- 3 地積測量図（写）
- 4 建物図面・各階平面図（写）
- 5 間取図（概略）

以 上

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市東成区深江北三丁目 7 番地 3

建物の名称 サムティ大阪 GRAND EAST

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 深江北三丁目 7 番 3 の 1 0 1 5

建物の名称 1 0 1 5

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 1 0 階部分 2 0 . 8 1 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市東成区深江北三丁目 7 番 3

地 目 宅地

地 積 9 8 0 . 2 9 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 3 4 1 0 4 6 分の 2 3 0 8





地理院地図
位置図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
深江北3丁目

請求部	所在	大阪市東成区深江北三丁目				地番	7番3		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局天王寺出張所管轄)

令和7年12月16日

大阪法務局北出張所

地図整理番号: M12049

(1/1)

登記官



公図 (写)

A4版に縮小

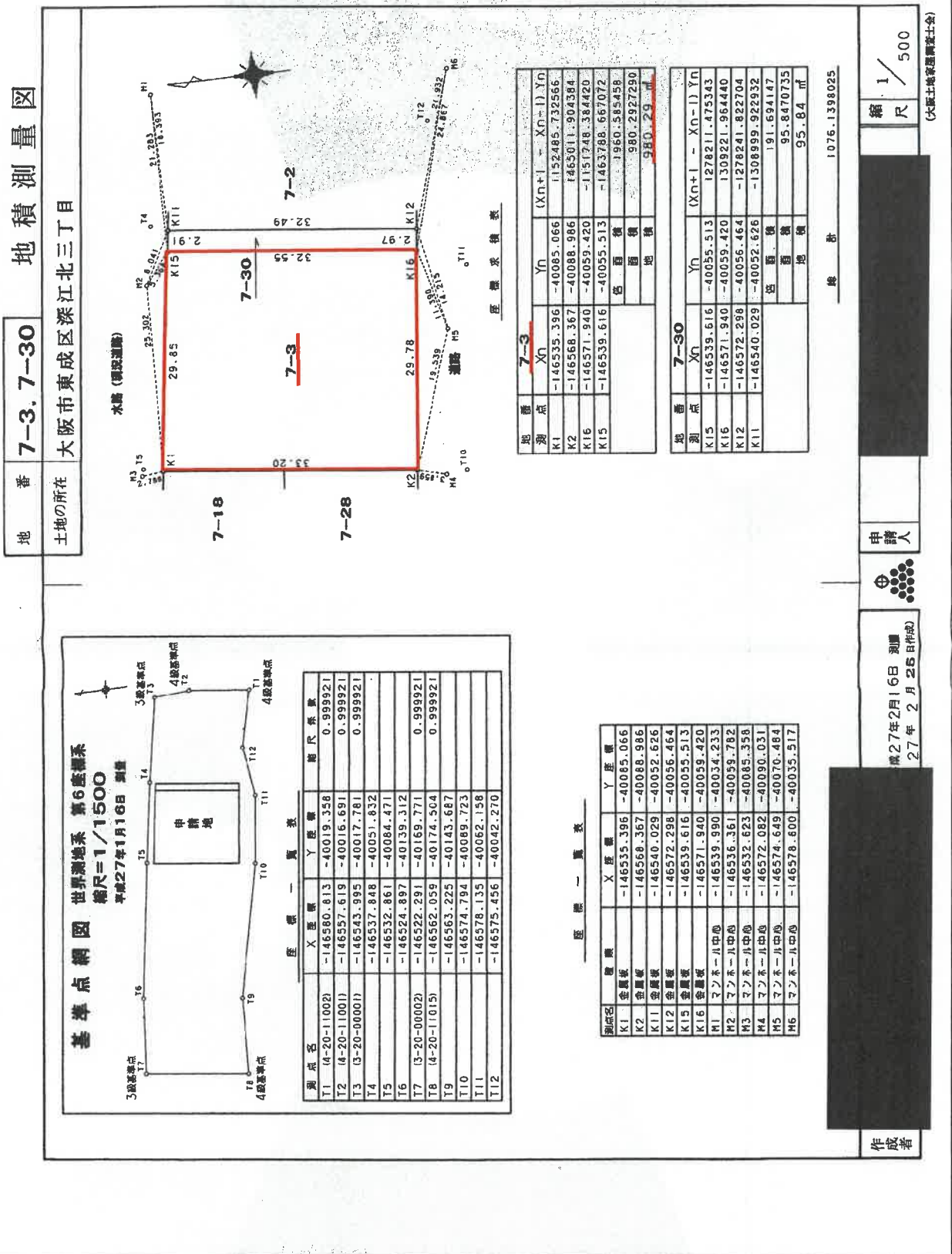
登記年月日：平成27年3月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪地務局天王寺出張所管轄)
令和7年12月16日 大阪地務局北出張所

A4版に縮小

登記官

地積測量図 (写)



登記年月日：平成29年6月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局天王寺出張所発給)
令和7年12月16日 大阪法務局北出張所

登記簿

建物図面

家屋番号

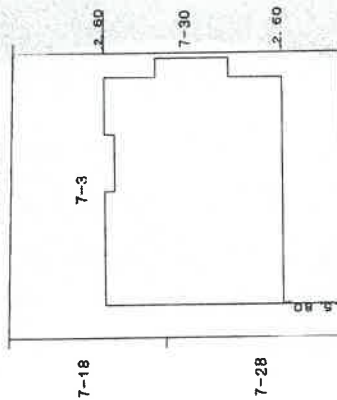
大阪市東成区梁江北三丁目 7番地3

建物の所在



一棟の建物

北庭 (北庭 南庭)



南庭

縮尺 1/500

申請人

日作成

作成者

地図整理番号：M12051 (1/3)

登記年月日：平成29年6月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局天王寺出張所管轄)
令和7年12月16日 大阪法務局北出張所

登記官

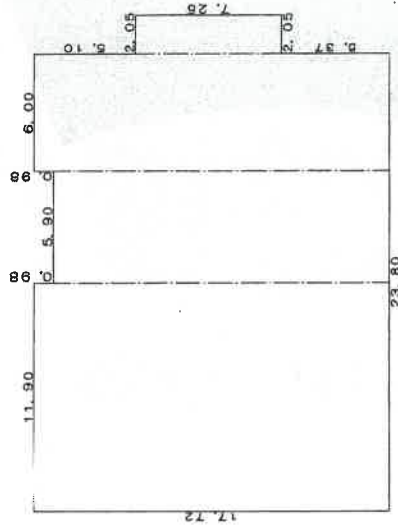
各階平面図

家屋番号

建物の所在
大阪市東成区深江北三丁目 7番地 3

一棟の建物
1階

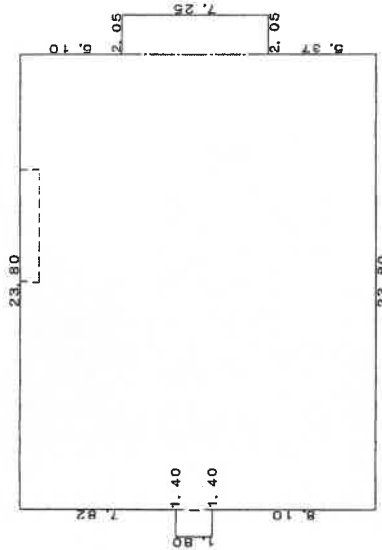
一棟の建物
2階～10階
(各階同型)



求積表

$11.90 \times 17.72 = 210.8680$
 $5.90 \times 16.74 = 98.7660$
 $6.00 \times 17.72 = 106.3200$
 $2.05 \times 7.25 = 14.8625$

合計 430.8165
床面積 430.81 m



求積表

$23.80 \times 17.72 = 421.7360$
 $2.05 \times 7.25 = 14.8625$
 $1.40 \times 1.80 = 2.5200$

合計 439.1185
床面積 439.11 m

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/250

作成者

地図管理番号：M12051

(2/3)

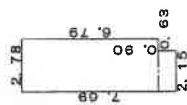
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局天王寺出張所管轄)
令和7年12月16日 大阪法務局北出張所

A4版に縮小

圖面平階名

面
图
物
建

家屋番号	深江北三丁目 7番3の1015
建物の所在	大阪市東成区深江北



100
 100
 100

$$\begin{array}{r} 2.15 \times 0.90 = 1.9350 \\ 2.78 \times 6.79 = 18.8762 \end{array}$$

$$2.78 \times 6.79 = 18.8762$$

合計	20,8112
適格	20,81

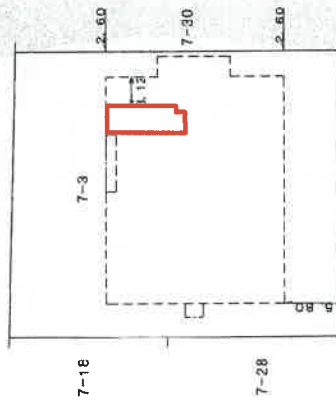
床苗價	20.81
-----	-------

建物の存する部分 10階

建物名称	1015
------	------



本書 (絶版) 再刊



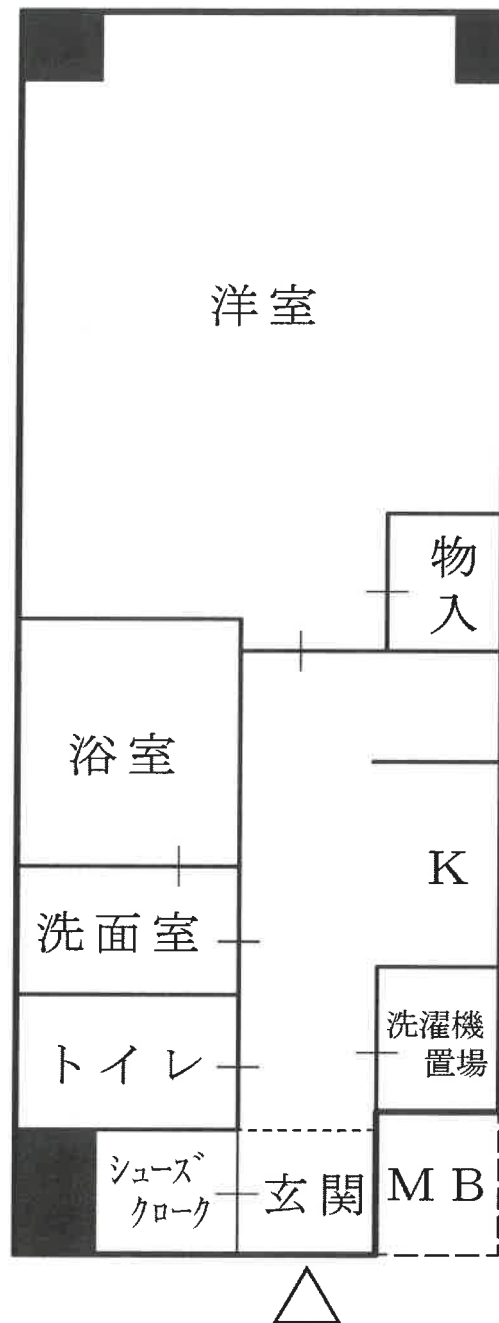
1950

作 成 者

橘	1/250
---	-------

申請人

箱	1 / 500
---	---------



間取図（概略）